

Face 顔

より良い触れ合いの場を

平成16年に設立された板倉町国際交流協会。初代会長として現在も活躍されている宮内さん。自身も、ロンドン大学に留学し多彩な異文化に触れ、日本人と外国人との民間レベルでの交流の必要性を強く感じていました。その経験を生かして、協会設立以前の準備委員会の立ち上げから積極的に活動に参加し、日本人と外国人とのより良い触れ合いの場を作るため、主に板倉町での外国人のホームステイの受け入れを行ってきました。

心遣いに満ちた活動内容

協会では国際理解を目指し、さまざまな活動を行っています。まず、ホームステイ



宮内 敦夫さん

町の人々の国際理解を推進 町を愛する気持ちと共に

Profile
みやうち・あつお 大字大高嶋在住 / 清浄院住職。東洋大学で英語や文化・文学の講義を担当。板倉町国際交流協会会長。町民と外国人とのより良い触れ合いの場を作るために尽力されています。



の受け入れ事業。毎年1月、東洋大学の交換留学生やアメリカのデューク大学の学生などそれぞれ約20〜30名を2泊〜3泊で受け入れます。宮内さんは、学生とホストファミリーの双方に満足してもらえよう、常に細やかな心配りを忘れません。

また、外国のかたから自国の料理の作り方を学び食文化の交流を深める国際料理教室やネイティブの先生から直接指導を受けられる英会話教室、外国での体験に基づく貴

板倉町を愛する気持ち

さまざまな活動の中で、特に印象に残ったことを伺うと「一番うれしかったのは、外国人のかたから、板倉に来て

重なる発表を中心にした異文化理解学習会など町民へさまざまな機会を提供しています。更に、板倉ラオスの会が設立した小学校に180冊の図書と文房具を寄贈したり、板倉まつりへの参加など活動は多岐にわたります。

良かったと言ってもらったこと。自然が豊かで人も町も落ち着いた雰囲気。板倉町をとて気に入ってくれた。また親切な町の人々が自分たちの文化と伝統を守り、それらに根付いた生活をしていることへの賞賛もうれしかった」と優しい笑顔で話す宮内さん。そこには板倉町を愛する温かい気持ちが溢れていました。

「今後は、外国訪問や援助にも力を入れていきたい。数年前フリーピンで井戸を掘ってあげたが、他の国でも掘って

レポーター
広報編集委員
笠原 美樹



発光生物の不思議にせまる



東洋大学 生命科学部
環境科学科
和田 直久 教授

サイエンス — 学びの扉 —

主な研究テーマ
・生物発光に関するタンパク質および関連高分子の構造研究と技術的応用

日本は光を発する生物の宝庫だった

和田教授はホタルをはじめ、光を発する生物について研究をされています。日本は環境汚染が進む前は発光生物の宝庫だったそうです。ホタルが減ってしまった原因の一つは川の汚染だと考えられ、川の汚染により、川の中に生息するホタルが好んで食べる貝がいなくなったから、ホタルが減ってしまったのだそうです。

ホタルの種類によっても個性がみられ、例えばゲンジボタルよりもヘイケボタルのほうが同じ時間の中で明滅する回数が多いそうです。ホタルはなぜ光るのでしょうか。と質問をしてみたところ、今のところ生殖活動に関係すると考えられているそうです。ホタルの発光色が黄緑色から赤色まで広がっている仕組みは完全に解明されていないそうです。

発光生物を応用して

発光生物の研究が医学分野でも役立っています。例えば、オワンクラゲから抽出される GFP (緑色蛍光タンパク質) です。これを応用して今では生物学や医学の研究に役に立っています。

光というのは全ての生命活動の基本となるエネルギー代謝に密接に関係しており、今後は食べ物と発光の関係、つまり栄養を取り入れてエネルギーを光に変える・栄養と光の関係についての研究に取り組んでみたいと話してくださいました。更には、光を発するキノコの展示をし、生命の神秘を地域住民のかたがたに感じていただける機会を設けることも企画されるそうです。先生の今後のご活躍に期待します。

レポーター 広報編集委員 石山 恵司



みんなの

はがき・電話・FAX・Eメールでのご意見、ご質問、感想など「みんなの声」をお待ちしています!

Q

医療費を税金から控除できますか?

医療費が多くかかった年には、その医療費を税金から控除できるという制度を聞きましたが、具体的にはどのような制度なのでしょうか?
(匿名希望)

A

控除できる場合があります。

本人や生計を一にする親族のため、1年間(1月1日〜12月31日)に支払った医療費が一定の金額を超えたときは、確定申告をすると所得の控除を受けることができます。「医療費控除」という制度があります。

この制度を適用すると納付する所得税が減額され、すでに納付をした所得税があれば差額が還付される場合があります。

医療費控除は、実際に支払った医療費の合計額から、10万円または、総所得金額が200万円未満のかたは、総所得金額の5%の金額を差し引いた残額(ただし最高で200万円)が所得から控除されます。

なお、支払った医療費に保険金などから補てんされた場合はその金額を医療費の合計額から差し引かなければなりません。具体的には、生命保険契約などで支給される入院給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などがこれに該当します。

所得税の医療費控除を受けるためには、確定申告書の提出が必要になります。確定申告書には医療費の支払いを証明する領収書などを添付するか、確定申告書を提出する際に提示ください。

給与所得のあるかたは源泉徴収票の原本の添付も必要となります。

問合せ 課税係
☎内線 211